

定時株主総会開催に関する法令及び実務について

2020年5月7日
One Asia Lawyers タイ事務所

新コロナウイルスの影響により定時株主総会が開催できない、もしくは開催が遅延する見込みとなっている会社に対し、タイ商務省事業開発局（DBD）は2020年3月4日の告示により、株主総会開催後に所定の様式でDBDに報告するよう義務付けています。本ニュースレターでは、非公開会社の定時株主総会開催に関連するご相談が多いことから、定時株主総会に関する法令及び実務も含め、以下の通り解説致します。

1 定時株主総会の開催時期

設立後1年目の会社は、民商法1171条に従い、会社登記後6か月以内に最初の定時株主総会を開催し、その後は12か月毎に少なくとも1回開催することとなっています。また、12か月に1回開催を要求される定時株主総会は、民商法1197条1項から、毎年決算日より4か月以内に開催する必要があると解されます（12月末決算の会社であれば、4月末までに開催する必要があります）。

ただし、新コロナウイルスの影響により上述した民商法上の期限内の開催が出来なかった場合は、2020年3月4日のDBD告示に従い、同期限経過後の総会開催後、開催が遅延したことを書面（タイ語）にてDBDに報告する必要があります。

2 定時株主総会が民商法に従い開催されなかった場合の罰則

民商法1197条に基づき決算報告書が決議のため定時株主総会に提出されなかった場合は、民商法罰則規定第18条に従い、会社に対し2万バーツ以下の罰金、同規定第25条に従い署名権限を有する各取締役に対し5万バーツ以下の罰金が科せられます。

さらに、民商法1171条に基づき定時株主総会が過去12か月の間に一度も開催されなかった場合は、民商法罰則規定第16条に従い会社に対し2万バーツ以下の罰金、同規定第25条に従い署名権限を有する各取締役に対し5万バーツ以下の罰金が科せられます。

2020年3月4日のDBD告示上、罰則について明文化されていないためDBDに照会したところ、COVID-19の影響により民商法の規定に従い開催できなかった場合は、後述する決算報告書及び株主リストと合わせて開催遅延報告書を提出することで、これらの罰金は科せられないとの回答を得ております。

3 定時株主総会の議題

毎年開催する定時株主総会において、民商法上決議が要求されている議題は、以下の通りです。

- 1) 決算報告書の承認
- 2) 取締役の承認
- 3) 取締役報酬の承認
- 4) 会計監査人の承認
- 5) 会計監査人報酬（監査費用）の承認
- 6) 配当の承認

※民商法 1198 条では、年間の事業報告書を定時総会に提出する必要があると定めていますが、決議は不要であるため上記には含めていません。

4 定時株主総会開催手順

① 招集通知の発送、新聞公告の掲載

普通決議事項のみを審議する定時株主総会を開催する場合、付属定款に別途定めがない限り、株主総会開催日の 7 日前までに招集通知を発送し、地方紙に新聞公告を掲載します（民商法第 1175 条）。

② 決算報告書の送付

定時株主総会開催の 3 日以上前までに、株主名簿上の全株主に対し決算報告書の写し一部を送付し、さらに、総会開催まで社内でも公開しておく必要があります。（民商法第 1197 条）。これが行われなかった際の罰則として、会社に対し 2 万バーツ以下の罰金及び署名権限を有する各取締役に対し 5 万バーツ以下の罰金が科されますのでご留意下さい（民商法罰則規定第 18 条）。

③ 定時株主総会開催

普通決議事項のみを決議する定時株主総会での定足数は、付属定款に特段定めのない場合、全株主の 25% 以上（民商法第 1178 条）で、可決するためには出席した株主の議決権の過半数の賛成が必要です（民商法第 71 条）。委任状の発行により、株主の代理人が出席することも可能ですが。付属定款を登記していない場合、また、付属定款に 1 株が 1 議決権を有する旨明記されていない場合は、民商法第 1182 条に従い、出席株主 1 人につき 1 議決権を有することになりますのでご注意下さい。ただしこの場合でも、2 人以上の株主により秘密投票が要求された場合には 1 株は 1 議決権を有することになります（民商法第 1182 条、1190 条）。

④ 議事録の作成

民商法第 1207 条に従い、株主総会開催後は議事録を作成する必要があります。創立総会の議事録は DBD に登記の必要があるためタイ語での作成が義務付けられていますが、創立総会の議事録以外については、英語での作成が認められています。

⑤ DBD での登記

定時株主総会終了後は、以下の 2 つを DBD に提出し、登記します。

ア) 決算報告書

定時株主総会開催日から 1 か月以内 に DBD で登記します。

イ) 株主リスト

定時株主総会開催日から 14 日以内 に DBD で登記します。

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

以 上

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers タイ事務所においては、常駐日本人専門家 3 名を含む合計 20 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

各種フォーマットの提供や各種動画配信（例えば、「タイにおける解雇のポイント（日本語、英語）」、「タイにおける個人情報保護法のポイント（英語、タイ語、日本語）」、「タイにおける駐在員が知っておくべきコンプライアンスのポイント（日本語）」を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)